

全国初！！ 東京運輸支局が、電動キックボードの 街頭における取締りを実施しました！

東京運輸支局及び関東運輸局は、警視庁渋谷警察署と連携し、国土交通省自動車局技術・環境政策課と協力して、公道を走行している特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の保安基準の適合性及び自賠責保険の加入状況の確認や、法令遵守の啓発を目的とした、街頭における取締りを実施しました。

この結果、22台の車両の保安基準の適合性を確認し、保安基準の不適合が確認された9台及び自賠責保険未加入が確認された5台に対して指導を行うとともに、チラシによる法令遵守の啓発を行いました。

※ この街頭における取締りは、道路交通法の一部を改正する法律の施行（令和5年7月1日）に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されることを踏まえ、特定小型原動機付自転車に関する道路運送車両の保安基準等が改正されたことによるものです。

日 時：令和5年7月25日（火）17:00～19:00

場 所：宮益坂（みやますざか）周辺（東京都渋谷区渋谷）

関係機関：警視庁渋谷警察署

実施内容：保安基準への適合性、自賠責保険の加入状況等の確認・指導

実施結果：保安基準適合性及び自賠責保険の加入状況等の確認：22台

指導：電動キックボード3台（個人所有）、ペダル付き電動バイク5台、
電動スケボー1台（うち、保険の未加入違反：電動キックボード3台、
ペダル付き電動バイク1台、電動スケボー1台）

啓発：電動キックボード13台（シェアリングサービス）

主な指導内容：今後使用する場合、車両を保安基準に適合させて、自賠責保険に加入した上で、最寄りの自治体に原付登録を行うこと。

※ 保安基準不適合の指導を受けた電動キックボード等は、販売事業者等が特定できる場合に、国土交通省から当該事業者等に通知されます。

※ 自賠責保険未加入の指導を受けた電動キックボード等の使用者及びシェアリング事業者は、速やかに加入し、国土交通省に連絡いただくこととなります。

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車技術安全部技術課 (保安基準関係) 金井、鈴木

電話：045-211-7255 (直通)

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 (自賠償関係) 北條、服部

電話：045-211-7245 (直通)

国土交通省自動車局技術・環境政策課 辰野、伊藤

電話：03-5253-8111 (内線42255)

(配布先) 都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙

※各報道機関におかれましては、掲載されている写真につきましてご希望
あれば提供いたします。

<宮益坂 (みやますざか) 周辺>

